

# 令和元年9月3日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和元年9月3日(火)  
8時55分～9時43分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第 18号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件  
議案第 19号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件
- 4 協議事項 今回なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出  
2) 非農地通知について  
3) 業務報告・予定  
4) その他

出席委員 20名

1番 高田 法定	11番 荒木 貞道
2番 宇川 傳治	12番 日光 善治
3番 中島 一朗	13番 三輪 和雄
4番 古村 正夫	14番 大谷 文男
5番 山崎 和英	15番 西尾 信秋
6番 田悟 敏子	16番 島倉 博
7番 中村 重樹	17番 水上 俊秀
8番 和田 俊信	18番 杉森 清弘
9番 青島 由弘	19番 吉江 秀一
10番 高藤 孝一	20番 前田 真一郎

欠席委員

令和元年 9 月 3 日 農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>おはようございます。時間前ではございますが、皆さんお揃いですので始めさせていただきたいと思います。収穫時期が始まりましたが、見てのとおり雨で、思うように刈り取り作業が進まないというような状況で、ご苦労がかかっていることと思います。そんな中、本日は朝からの定期総会ということで、ご出席いただきありがとうございます。進んでない中でもこの前から籾をしています。まあまあ品質に関してはクズも少なく、今朝の新聞に載っていましたが、「てんたかく」の初出荷で、非常に品質が良いということで、自分達も実感している所です。また、皆さんには、農地パトロールの市民への周知ということで、座談会にご出席いただきありがとうございます。これから非農地の対象者に通知を送ることになりますが、これからも皆さんにはご足労いただいて、また一緒に活動をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会 9 月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は 20 名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員はいません。本日の議事録署名委員を指名いたします。16 番の島倉委員さん、18 番の杉森委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第 18 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 計 2 件</p> <p>○議案第 19 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」 計 3 件</p> <p>以上、2 件の付議議案となっております。それでは議案第 18 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、事務局より説明させていただきます。お願いします。</p>
事務局	<p>議案第 18 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書 1 ページをご覧ください。</p> <p>受付番号 6 番は、使用貸借権の設定を行おうとするものです。対象の農地は 3 筆で、合計面積は 5,634 m<sup>2</sup>となっております。譲受人が○さん、譲渡人が○○さんです。位置図については 1 ページから 2 ペ</p>

	<p>ージをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、受付番号6番について、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>〇〇地区の〇〇です。報告させていただきます。譲渡人の〇〇さんに確認して参りました。譲受人の〇〇さんは〇〇さんの義理の息子さんと、同居されております。位置図の1ページをご覧ください。ピンクの所が申請地です。その真ん中に〇〇と書かれています。昨年まで牛を飼っておられてこちらに牛舎が建っていましたが、昨年やめられて、これを契機に娘婿の〇〇さんに田んぼを移譲したいということでした。現在こちらは転作になっていて、少し牧草が残っています。〇〇さんもこのまま農地として活用していくということでしたので、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に受付番号7番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号7番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は1筆で、面積は1,727㎡となっております。譲受人は〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、3ページから4ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号7番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>〇〇地区の〇〇です。ご報告致します。譲受人は小矢部市〇〇5450-</p>

	<p>1の〇〇さん、譲渡人は〇〇3950の〇〇さんです。申請地は〇〇5378-1の面積が1,727㎡で、売買による所有権移転になります。〇〇さんは高齢のため田んぼを担い手に渡していますし、息子さんも県外にお住まいで後継者がいません。田んぼについては、縮小したいということです。そこで、同じ町内の〇〇さんをお願いしたいということで、〇〇さんの住宅の前にある田んぼを売買されました。〇〇さんは現在、自分で8反ほど耕作されています。定年になられて、設備的には育苗から乾燥まで全部やっており、問題は無いと思います。また、息子さんも農業関係に進んでおられるので、後を継がれるのではないかと思います。それから、こちらは〇〇地区の圃場整備区域外で、計画もありませんので問題は無いと思われます。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第18号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第18号については「承認」といたします。続いて、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第19号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書2ページをご覧ください。</p> <p>受付番号20番は、6月総会で審議致しまして、令和元年6月28日に農地法第5条の規定による許可を受けております。しかし、譲受人を夫婦で共有から、個人の〇〇さんに変更するため、許可を取り消し、再度農地法第5条許可申請を行うものです。所有権の移転ということで譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。面積が295㎡で、一般住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、5ページから9ページをご覧ください。申請内容については、前回審議致しましたものと変わっていません。譲受人の変更です。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>

会長	それでは、〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号20番の調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	それでは、報告させていただきます。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。仲介しておられた〇〇さんにお話を聞いてきました。事務局の説明のとおり6月28日付で許可を受けておりましたが、最終的な手続きまでは進んだのですが、前回は〇〇さん、〇〇さんのご夫婦共有で申請されましたが、そのままですと〇〇さんに贈与税が発生することがわかりました。それを回避したいということで、取消願いを出されまして、再度〇〇さんのお名前で申請をされました。申請の中身については、前回と同様ですのでよろしく申し上げます。現在はアパートにお住まいで、贈与税がかかると厳しいということがわかりました。よろしくお願い致します。
会長	ありがとうございました。ただいまの件について何かご質問等はいかがでしょうか。
会長	以前に許可されてから、着工はされましたか。
〇〇委員	まだ着工されていません。贈与税のことを司法書士にアドバイスしていただいて、間際で考えが変わったそうです。
会長	以上で無いようですので、次に受付番号21番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号21番は、所有権の移転ということで譲受人は〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。面積が263㎡で、一般住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については10ページから13ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定された許可条件に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それでは、〇〇地区の〇〇委員さんより、受付番号21番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	それでは、報告致します。譲受人は〇〇のアパートにお住まいの〇

	<p>○さん、譲渡人は○○の○○さんです。申請地は○○156-1番地で、面積が 263 m<sup>2</sup>です。○○さんにお話を聞いてきました。○○さんは○○さんのお孫さんで、小さいお子さんがおられます。子供の成長を考えるとアパートでは手狭になるので、新居を構えたいということです。子育ての協力や将来の両親の老後のお世話も考えて、実家の近くに家を建てたいということでした。実家の敷地内に建てることも検討しましたが、面積が少し足りなかったということで、実家の 200m圏内で探されて、こちらに決められたそうです。用排水については、上水道、公共下水道の本管が前面の道路に埋設されておりまして、敷地内に公共枿を新設して接続するそうです。敷地内の雨水は、横の排水路へ流します。土改の意見書、町内の区長、隣接の耕作者、所有者の同意書も提出されております。問題ないと思いますので、よろしく願い致します。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はないでしょうか。</p>
会長	<p>質問が無いようですので、次に受付番号 22 番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号 22 番は、使用貸借権の設定ということで借人が○○さん、貸人が○○さんです。面積が 191 m<sup>2</sup>で、駐車場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、14 ページから 17 ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、○○地区担当の○○委員さんより受付番号 22 番について、調査報告をお願いします。</p>
○○委員	<p>○○地区の○○です。それでは報告致します。借人が○○1120 番地の○○さん、貸人が同住所の○○さんです。申請地は○○1093-1、地目は田で面積が 191 m<sup>2</sup>です。先月末に借人の○○の○○さんにお話を伺ってきました。○○さんと○○さんは親子関係になります。○○さんと同居しておられます。○○さんは、今年の 1 月から自宅の一部を改装して、喫茶店を経営しておられます。位置図の 14 ページをご覧ください。</p>

	<p>ださい。当初は〇〇さんの自宅前にある緑色の部分、車庫や倉庫の部分を駐車場にしておりました。同時に左の〇〇の駐車場を借りておりましたが、〇〇のいろいろな行事等で使用できなくなり、今回こちらの1093-1を借りて駐車場を整備したいということです。現況は木や花が植えられていて、きれいに管理されております。17ページをご覧ください。上に道路があります。旧8号線で、現在は県道16号線です。右に行くと〇〇、左に行くと〇〇です。この敷地は県道から1、2mくらい高い位置にあり、右側の田は道路に面して同じ高さにあります。今回こちらに左側から侵入して、6台駐車可能なスペースで、コンクリートで舗装をして駐車場を整備したいということです。雨水については、傾斜をつけて県道側の側溝に流すということです。生活排水等はありません。近隣の区長並びに耕作者等の同意書も出ております。よろしく申し上げます。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。それでは、ただいまの件についてご質問等はありませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第19号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第19号については「承認」といたします。これで、付議議案はすべて終了いたしました。協議事項は、今回はありません。次に、報告事項について事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>報告事項説明</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出</li> <li>2) 非農地通知について</li> <li>3) 業務報告・予定</li> <li>4) その他連絡事項</li> </ol>
会長	<p>それでは、ただいまの件についてではありますが、ご質問等はありませんか。</p>

〇〇委員	農地確認の依頼文書を明日発送するということですが、10月の総会で今度は問題が無かった方に非農地通知を出しますよね。私達が持っていくのではなく、事務局から出されるのですか。
事務局	10月の総会で非農地通知書一式を委員の皆さんにお渡しして、2人1組で回っていただきたく、その班についても次回の総会で提示させていただきたいと思います。
〇〇委員	9月4日に、農地確認の地番等のお知らせ文を事務局から出していただいて、ご本人が確認をして異議がなければ、その回答は出していただけるのですか。
事務局	間違いがなければ、何も連絡がありませんので、そのまま皆さんに回っていただきたいと思います。異議がある場合は連絡があるので、個別調査をします。
〇〇委員	異議がなければ10月7日に委員会から非農地通知を出して、委員で配るということですね。それはいつですか。
事務局	10月8日から25日までの間で予定しています。
〇〇委員	非農地通知書を直接所有者に渡すということですか。
事務局	はい。そのための住宅地図や連絡先等も含めて、皆さんにお渡ししたいと思っています。
〇〇委員	ご本人に登記申請書を法務局へ持って行ってくださいと一言添えて、置いてくるだけでよろしいのでしょうか。
事務局	登記申請書と非農地通知書をつけますが、そこでいろいろ話があるかもしれません。
〇〇委員	法務局がどこにあるかもわからないので、私達に提出してほしいと言われるかもしれない。
〇〇委員	マニュアルがあればいいですよ。



〇〇委員	代理は難しいですね。
事務局	委任状が必要になります。そういった手引きも作成したいと思っております。
〇〇委員	そのマニュアルはいただけますか。
事務局	はい。次回の総会でお渡ししたいと思っております。
〇〇委員	明日、送付されるということですが、その事前情報は委員の方に共有していただけますか。
事務局	送付した一覧を委員の皆さんに郵送いたします。
〇〇委員	次回の総会は、長靴、帽子、作業服ですか。
事務局	農地パトロールの服装や持ち物等について、開催案内とともにご案内いたします。
〇〇委員	座談会を回ったら、私の土地も非農地にしたいと言われたのですが、その手続きはどうすればよいですか。
事務局	依頼の申請書がありますので、そちらに記入と捺印をしていただいて、農業委員会に提出していただくこととなります。個人からの依頼ですか。
〇〇委員	はい、個人です。では、後ほど預かっていきます。
〇〇委員	非農地ではないですが、面積が狭く、隣と近すぎるし、用水も無く、搬入路を作ったら田んぼが無くなるので雑種地にしたいという方がおられました。
〇〇委員	今回の通知以外に、個人的に非農地を申請する場合はどうするのか、全部対象になるのかということも聞かれました。
〇〇委員	少しよろしいですか。先日、8月26日の富山県農業委員会女子協

	<p>議会の総会と研修会があったので参加してきました。その時のことを報告したいと思います。女性農業委員が少ないということで、各市町村で3から4名いらっしゃる所もありますが、1名の所が3ヶ所あり、朝日町、上市町、小矢部市で、県から増やされてはどうかと言われました。各市町村から言われるのがいいのではないかと。私の方からも、小矢部市もぜひ1人から2人に増やしてほしいと思います。減るのはダメですが、増えるのは良いとお聞きしましたので、各地区に女性の方がおられたら、ぜひ、お願いしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>〇〇委員さんが言われたように、国の指標は3割と言われているので、小矢部市の農業委員が20人ですので6人は確保しないといけないという話ですが、強制力はありませんが目標として上がっています。来年の改選を踏まえて、また地域の方でそういう意見がありますということをお伝えいただければありがたいと思っております。県も同じ考えということですので、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>それでは、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。</p> <p>閉会の挨拶を〇〇職務代理より申し上げます。</p>
職務代理	<p>会長も言われましたが、大変天候も悪く、皆さんご苦労がかがかかっていると思います。各地区の座談会にもご出席いただき、ご苦労様でした。私の所は山間部ではないですが、小矢部市の農地が減るということで、転作関係の話も少し出ましたが、協力をしていただくようお願いしてきました。本日は皆さん、ご苦労様でした。</p>
	<p>—9月総会終了—</p>

上記の通り、総会の議事録を確認する。  
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和元年9月3日

会長 高 田 法 定

議事録署名委員 16番 鳥 倉 博

18番 杉 森 清 弘